掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	［略］	翌々月十五日	経済産業大臣	六月末日	経済産業大臣
	［略］	十二の三	様式第四		
	［略］	特定卸供給関係取引月報	一般送配電事業者及び特定送配電事業者	十一 市町村別発電年報	一般送配電事業者、特定送配電事業者及び特定送配電事業者

掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	［略］	翌々月十五日	経済産業大臣	［新設］	
	［略］	十二の三	様式第四	［新設］	
	［略］	特定卸供給関係取引月報	一般送配電事業者	［新設］	

				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	

掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	［略］	翌々月十五日	経済産業大臣	六月末日	経済産業大臣
	［略］	十二の三	様式第四		
	［略］	特定卸供給関係取引月報	一般送配電事業者	十二 市町村別需要年報	一般送配電事業者、特定送配電事業者及び特定送配電事業者

				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	
				［新設］	

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業